

「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した
東京DMA T隊員養成研修の開催ガイドライン」
(ver. 1)

令和2年 月 日
東京都福祉保健局

(案)

令和2年 月 日

新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した 東京DMAT隊員養成研修の開催ガイドライン (暫定版)

東京都福祉保健局
東京DMAT担当

1 はじめに

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、研修の実施が新型コロナウイルスの感染リスクとなること、また研修の受講者や講師等（以下、参加者）はいずれも医療関係者であり、感染症が発生した場合には多数の医療機関、ひいては地域の医療提供体制にまで影響を及ぼしかねないことなどが理由である。同様の状況は、他の救急・災害医療に関わる各種研修コースの大半に及び、今般、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体」がこれらの再開を検討するにあたり「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う救急・災害医療に関わる研修の開催指針」が示された。

他方、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月4日改訂）等では、各関係団体等は、業種や施設の種別毎にガイドラインを作成するなど、自主的な感染予防のための取組を進めることとされている。

このような状況を踏まえて東京都福祉保健局では、「令和2年度における東京DMAT隊員養成研修」について、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた参加者の安全性の確保に配慮した開催のあり方について、「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う救急・災害医療に関わる研修の開催指針」を準拠とした「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した東京DMAT隊員養成研修の開催ガイドライン」（以下、ガイドライン）を作成し、更に項目ごとに具体策を示すものである。しかし、それでもなお新型コロナウイルスの発生の可能性をなくすまでには至らない。そのため、参加者に新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応についても付記している。

本研修は、毎回多くの受講生・インストラクター及び模擬患者が参加することから、本ガイドラインの理解とともに、会場等の特性を考慮した研修を開催することが重要である。

2 研修の開催

(1) 基本的な考え方

養成研修は、東京DMAT隊員として認定されるために必要不可欠なものであり、特に新型コロナウイルスへの対応を含んだ研修などは流行が小康状態にある状況においてむしろ推進すべきものである。一方で、先に述べたとおり、養成研修の参加者は医療関係者であり、研修を通じた感染症の発生は、複数の医療機関、ひいては地域の医療提供体制に大きな影響を与える可能性がある。したがって、感染防止に必要な対応について確実に取り組みながら、研修を開催することが求められている。

(2) 研修開催の判断

新型コロナウイルス感染症の感染の状況は、都道府県や地域ごとに大きく異なり、自治体等の対応や規制には幅がある。研修事業実施施設の責任者（以下、東京都福祉保健局）は、研修の開催の判断に際して政府の緊急事態宣言の対象地域の該当の有無、各都道府県による緊急事態措置などの内容等（イベント開催の方針など）の行政の方針を十分に考慮する必要がある。そのうえで、研修内容、研修開催の必要性、必要な感染回避のための措

置実施の可否等を検討した上で、開催困難と判断した場合は、研修開催中止について速やかに周知する。

(3) 新型コロナウイルス感染防止に関する事務局員及び講師等の主な役割

ア 東京都福祉保健局

- ・養成研修開催の準備期間（研修開催の判断、健康管理担当者の指定・受講者案内及びインストラクターメーリングリスト等を活用したガイドラインの周知）
- ・養成研修開催中（新型コロナウイルス感染の可能性があるかと判断した場合の受講者に対する参加辞退の依頼
健康管理担当者等の対応、健康管理担当者及び養成研修運営担当者等の指示に基づく参加者の受付及び会場の換気）
- ・養成研修終了後（参加者から新型コロナウイルスに感染したとの連絡を受けた場合の管轄保健所への連絡）

イ 健康管理担当者（活動教育小委員会委員長または委員長が指名する医師）

- ・養成研修開催の準備期間（ガイドラインの作成）
 - ・養成研修開催中
 - ・参加者の健康管理、参加者に対する感染対策の指導
 - ・資器材管理担当に対する感染対策に必要な物品の管理の指導
 - ・参加者からの質問対応
 - ・参加者が新型コロナウイルス疑似症を自覚した場合は、健康管理担当者（医師）に相談のうえ、必要により医療機関で検査を受ける
 - ・検査の結果陽性となった場合は、検査を実施した医療機関から検査結果とともに参加者であることを当該都道府県の保険所に報告
 - ・感染の事実を参加者全員、および参加者が所属する全医療機関等に報告
 - ・養成研修終了後（参加者から新型コロナウイルスに感染したとの連絡を受けた場合、保健所との窓口となり保健所からの指示を得る）
- #### ウ 講師等：講義、机上演習、実習及び試験等を担当するDMATインストラクター等
- ・養成研修開催中（健康管理責任者及び養成研修運営担当者の指示に基づく受講者への感染予防指導）

3 研修の感染対策

新型コロナウイルス感染症は、発症数日前から他者への感染リスクがあるため、発熱などの有症状者の管理のみでは不十分である。参加者全員を対象とした総合的な対策が重要となる。医療等関係者への研修を通じた感染症の発生が、大きな影響を与えることを考えれば感染対策の実践には一定の厳格さが求められる。

(1) 開催の準備

ア 健康管理担当者の配置

健康管理担当者は、参加者の健康管理（検温、健康チェックなど）と感染対策の指導、必要な物品の管理等を行う。感染対策ではその実践の徹底が重要な役割となる。

イ 事前の情報提供と情報収集

研修で決めた感染防止対策についてすべての参加者に事前に情報提供する。感染防止のために参加を見合わせる基準（例えば、当日の体温や症状の有無、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の確認など）、研修開催中に参加者に求められる感染対策（例えば、マスク持参と着用、手指衛生の実施、飲食時の注意点）などをあらかじめ周知する（例：[別添1](#)）。これらは研修当日の円滑な運営のためにも不可欠であり、受講者や講師が、所属する医療機関等より研修参加への理解を得るためにも有用である。参加者には医療等関係者が多いことから、万が一感染が発生した場合の影響を考慮し、個人情報の取り扱いには十分に注意しつつも緊急時の連絡先も含め参加者の名簿作成のための情報を収集し、管理することも必要とな

る。

ウ 開催会場の選定

窓の開放や換気システムなど換気が行いやすく、人と人の距離が確保できる会場を選定する。研修中に食事の時間を設ける場合には、人と人の間隔をあけて食事が可能な場所を確保し、密にならない工夫する。トイレ以外でも水道の利用が可能な場所を確保するとよい。特に入退場時に密にならないように導線や受付などの設営、運営を工夫する。

エ 感染防止用の資器材

マスクや手指消毒薬（アルコール（エタノール濃度 60～90%、イソプロパノール 70%を推奨）¹は、参加者に持参を求める場合でも一定量を会場でも用意しておく。研修用器具の消毒のために、消毒液（アルコール（濃度 60%以上）や次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度 0.1%～0.5%））を用意する¹。

オ その他

大きな声を出すのを避けるため、マイク、拡声器などの音響機器等を確保する。ただし、それらを共有する場合には消毒などの対応が必要となる。トイレは比較的感染リスクが高い場所であり、ハンドドライヤーや共通のタオルを禁止することなどを新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は提言している⁴。

(2) 当日の研修開始前

ア 参加者の健康状態の把握と入場

入場時に密にならないよう到来場者に注意を促す。研修会場の入り口で参加者全員に対し、体温測定、健康チェックリスト（例：[別添2](#)）の記入を求める。あらかじめ設定した基準に該当する場合や、主催者側が、新型コロナウイルス感染の可能性があると判断した場合などには研修への参加辞退を依頼する。

また、参加者全員に、マスクの着用、手指衛生（石けんと流水を用いた手洗い、もしくはアルコールを用いた手指消毒）を求め、実施した者だけを入場させることを原則とする。研修辞退者へは次年度の研修参加への優先対応などに配慮する。

イ 感染対策の説明

研修開始に当たり、研修での感染対策について十分に説明する。会場に感染防止に関するポスター（例：手洗いの方法、咳エチケット）などを掲示する。

ウ 研修開催中

研修開催中は、マスクの着用、手指衛生、使用物品の消毒、換気の確保などについて担当者を決め、適宜、参加者に一斉に呼び掛けて確実な実践を促す。担当者は、参加者の感染対策の実践について気が付いたことがあれば積極的に指導する。

参加者からの感染対策に関する質問に積極的に回答することで、参加者全員の感染対策への意識の高まりが期待できる。

エ 身体距離の確保

実技研修も含め、人と人の間隔を最低1m空ける（マスクを着用しない場合は2m）のが望ましく、人同士が接触するのをできるだけ避ける工夫をする⁵。原則として、マスクを着用できない状況で最低1mの確保が困難な研修や体幹部同士が密着するような研修は避ける。

オ マスクの着用

研修会場内では常時マスクを着用することを基本とする。マスクを外す場合はその時間を最小限にとどめ、その間は発声をなるべく控える。マスクの有無にかかわらず大声を出すことを控えるように促す。

カ 手指衛生と手袋の着用

入退出時、実技研修の区切りごと、食事の前後、人と直接接する場合は前後などでは手洗いや手指消毒を行う。実技研修を行う時には必要に応じて使い捨て手袋を着用することも考慮する。

キ 使用物品等の消毒

複数人で使用する物は使用毎に消毒液を用いて清拭消毒する。特に、訓練用人形、その他の高頻度に使用する研修用資器材などは注意する。テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、マイクなどの高頻度接触部位についても同様である³。

ク 換気の確保

会場の出入り口のドアはできるだけ開放しておく。閉鎖せざるを得ない場合でも一定時間ごとに換気を行う。冷暖房が作動していても換気は必要となる。

ケ 飲食時の注意点

食事時の対面での会話は控える。原則として間食の機会は持たないが適宜、個々に管理できる飲料の摂取を促す。

(3) 研修終了後

ア 連絡体制の確保

研修終了後も、参加者が新型コロナウイルスに感染した場合に、その情報を受ける窓口を14日間は確保する。参加者が新型コロナウイルス感染症と診断されて、研修終了後48時間以内に発症していた場合には、参加者に濃厚接触者が生じる可能性があり、それらが明らかになるには一定の期間を要する。

イ 参加者に新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応

研修参加後に、新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合には、研修に参加した旨を保健所等に確実に伝えるように参加者に周知する。事務局等は、参加者から新型コロナウイルスに感染したとの連絡を受けた場合には、速やかに管轄保健所に必要な対応について相談する。保健所からの指示を得つつ、保健所による濃厚接触者リスト作成に協力する。参加者全員に、参加者の中から新型コロナウイルスの感染が生じたことを伝える。

保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、保健所との窓口となる担当者を決めておく。研修場所の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従う。

4 おわりに

本要領では、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、参加者の安全性の確保に配慮した研修の開催についての「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う救急・災害医療に関わる研修の開催指針」を準拠として対策の具体例等を取りまとめた。

本ガイドラインをいつまで適応するかについては、新型コロナウイルスに関する新たな知見や感染の広がり状況などを踏まえて、事務局が判断する。

尚、本要領は、新型コロナウイルス感染症に関する新たな知見や感染の広がり状況などによって、内容を更新する場合がある。

¹ 一般社団法人 日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」（第3版）

(2020年5月7日)

- ² 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について (厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ) (2020年6月26日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- ³ ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう (2020年6月26日)

<https://www.nite.go.jp/data/000111300.pdf>

有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト (2020年8月25日)

<https://www.nite.go.jp/data/000114298.pdf>

- ⁴ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000629000.pdf>

- ⁵ 厚生労働省「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」」(令和2年5月4日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

令和2年11月〇〇日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための参加者（受講者、講師）へのお願い

東京都福祉保健局

○新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、参加をお断りしています。

- 1 現在、発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.0℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- 2 過去2週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5以上を目安とする。）のあった方
- 3 過去2週間以内に、厚生労働省が「健康状態に異常のない方も含め、自宅などで入国の次の日から起算して14日間待機」を求める国・地域から入国した方
- 4 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方

※高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方などの新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすいとされる方も、当面の間、研修への参加は見合わせるのが望ましい。

○研修の開催に際して、次の点をお願いしています。ご協力いただけない場合には研修への参加をお断りする場合がありますのであらかじめご留意願います。

- 1 研修中は各自マスクを着用していただきます。マスクは参加者ご自身で用意してください。
- 2 入口等にアルコール消毒液を用意しますので、参加者には会場への入館（室）時と退館（室）時のほか、研修中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いををお願いします。
- 3 研修中は換気を定期的に行うため、外気温が高い季節では体温を調節しやすい服装、また外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- 4 受付、研修中、休憩中などでは、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- 5 会場施設入口等で、健康チェックリストへの記入をお願いします、非接触型体温計等で体温を実測させていただきます。それらの結果によってはご参加いただけない場合があります。
- 6 研修中、体調が悪い時には速やかにお申し出ください。状況によっては帰宅をお願いする場合があります。
- 7 研修終了後14日以内に、新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いが生じた場合には、DMAT事務局に連絡をお願いします。新型コロナウイルス感染症に関連してDMAT事務局から連絡をとる場合もあります。保健所に対し、参加者の連絡先などについて情報提供する場合がありますのであらかじめご了承願います。

<連絡先>

東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課

「東京 DMAT 担当」

電話 03-5320-4445（直通）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための健康チェック

1 現在の状況について教えてください。

- (1) 体温 _____ 度 平熱より高い体温である、
あるいは体温が37.5℃以上ですか？ いいえ はい
- (2) 咳、呼吸困難 ありますか？ いいえ はい
- (3) 全身倦怠感 ありますか？ いいえ はい
- (4) 咽頭痛 ありますか？ いいえ はい
- (5) 鼻汁、鼻閉 ありますか？ いいえ はい
- (6) 頭痛 ありますか？ いいえ はい
- (7) 関節痛、筋肉痛 ありますか？ いいえ はい
- (8) 下痢 ありますか？ いいえ はい
- (9) 嘔気、嘔吐 ありますか？ いいえ はい
- (10) 味覚障害、嗅覚障害 ありますか？ いいえ はい

2 これまでの状況について教えてください。

- (11) 過去2週間以内に発熱（平熱より高い体温、
あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）があった。 いいえ はい
- (12) 過去2週間以内に、厚生労働省が「健康状態に異常のない方も含め、自宅など
で入国の次の日から起算して14日間待機」を求める国・地域から入国した。 いいえ はい
- (13) 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、
待機期間内（自主待機も含む）である。 いいえ はい

※主催者が定めた基準に該当する場合や主催者側の医師等が、新型コロナウイルス感染の可能性があると判断した場合などは研修に参加できません。

令和 年 月 日

氏名 _____

所属 _____

厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」(令和2年5月26日 <https://www.mhlw.go.jp/content/000633977.pdf>) の「別添2」を参考に作成

参考文献

- AHA Training Memo: Optional Instructional Changes during COVID19 Outbreak
<https://www.gwinnetttech.edu/fullpanel/uploads/files/training-memo—instructional-changes-during-covid-19-outbreak-final-3-10-20.pdf>
- 日本環境感染症学会 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第3版」
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf
- WHO 「Coronavirus disease (COVID-19) advice for the public」
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public>
- 文部科学省 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）」（令和2年5月15日）
https://www.mext.go.jp/content/20200518-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）」
https://www.mext.go.jp/content/20200526-mext_syoto02-000007441_2.pdf
- 厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」（令和2年5月26日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000633977.pdf>
- 厚生労働省労働基準局長 「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（令和2年5月14日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000630690.pdf>
- 患者等搬送乗務員適任証及び患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）の有効期間並びに応急手当指導員及び応急手当普及員の有効期限の取扱いについて
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/ab6d3a1ffcdd1d42a989df9ce986a14f690211cb.pdf>